

「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について

山口 公一

はじめに

本稿の課題は、「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社⁽¹⁾の変遷とその性格について検討することにある。

日本の朝鮮植民地支配政策の最大の特徴は、朝鮮人を日本人化することによって支配の安定を図る同化政策にあるとされる。朝鮮総督府の神社政策もそうした同化主義政策の典型として位置づけられてきた。一九八〇年代までの研究はこうした問題関心から、研究の対象は一九三〇年代以降の神社参拝強制の時期を対象とした研究に集中し、それ以前の時期については一九三〇年代以降の歴史の前提として、朝鮮神宮の創立などが扱われること

が多かった。一九八〇年代までの研究史の蓄積は、主に海外神社史研究とキリスト教史研究の二つの潮流に整理できる。前者は海外神社はアジア支配の政治的イデオロギーを担うという千葉正士の理論に基づき、日本の植民地支配の特質と結びつけて神社政策の展開について論じられたものである⁽²⁾。後者は、主にキリスト教と神社参拝強制との葛藤関係を軸に、神社政策を宗教政策として把握する⁽³⁾。こうした研究史をふまえて、一九九〇年代初には神社政策史研究は「支配と抵抗」の枠組みを超え、より詳細かつ個別的に日本の朝鮮植民地支配の構造を捉えようとする方向性を模索するようになる。

一方、一九九〇年代後半に入るとこうした研究状況からの脱却が意識され、植民地の神社を対象とした新たな

問題関心から研究が進行することになった。なかでも、建築学に立脚しつつ、都市計画という問題関心から、植民都市の形成を神社という手がかりから明らかにした青井哲人『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館、二〇〇五年）、宗教学の立場から神社に祀られた祭神の性格分析から帝国日本の植民地支配の構造を論じようとした菅浩二『日本統治下の海外神社』（弘文堂、二〇〇四年）は、朝鮮と台湾のケースの比較を駆使して、これまでの神社政策史研究が十分に持ち得なかつた視角から、改めて帝国日本の植民地支配の意味を問うことになった。これらの研究は植民地朝鮮の神社に関する歴史をより広範に、これまで見落とされてきた多くの歴史事象を明らかにしている。

本稿の課題と関わって、朝鮮における神社建設と日本による朝鮮植民地化ないし統治政策との関連という視点からの歴史過程分析は未だ検討の余地がある。青井は、植民地における都市計画と神社創建とは密接不可分なものとして位置付け、その「対外的侵略性」も念頭において、近代における「日本植民都市」の史的特質全般を明らかにしている。但し、その段階的特徴を示しうる時期

区分は必ずしも明示されていない⁽⁴⁾。菅については、植民地神社の祭神の変化をメルクマールとし、戦時体制以前と以後を画期とする二区分で、海外神社に見る「帝国」の複合的構造に変化があったと結論づけている⁽⁵⁾。「祭神の性格」分析から導かれた、戦時体制以前と以後に大きな画期が存在することについては、朝鮮総督府の神社政策にとつても最大の画期として位置付けられることについても異論はない。しかし、帝国日本の植民地支配政策は一九一〇年代における「武断政治」、一九二〇年代における「文化政治」とその統治の性格の違いから時期区分がなされるが、こうした政策の違いと神社ないしは神社政策との関連は明らかでない。これは祭神の性格分析のみからは明らかにしえない課題であるからである。もちろん、両研究が日本の朝鮮植民地支配政策との関連を重視した神社政策やその展開を明らかにすること自体を直接の課題としていないことを鑑みれば、ないものねだりな指摘ともいえるが、朝鮮史研究の立場から考えれば、帝国日本の朝鮮における神社政策の歴史過程は十分に明らかにされたとはいえず、なおも検討する余地が少なくない。

青井は植民地における都市鎮守の諸類型を提起して、朝鮮に創建された神社の特徴を「居留民奉斎型」かつ「居留民奉斎先行型」であるとし、徐々に「居留民奉斎神社」の地方鎮守への読みかえ⁶⁾が進んだと指摘する。本稿では、こうした指摘が歴史具体的にはどのような過程を経て進んだのかを、朝鮮半島での日本の勢力拡大ないし朝鮮植民地化の進行の過程と関わらせて検討することになる。その際、神社が存在した地域社会に生きる人びとの「心性」に着眼して、在朝日本人が増加するなかで創建されてきた神社のもった歴史的 성격や意味についても多様に検討にふさる必要がある。

本稿では、こうした最近の先行研究の成果をふまえて、「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について、神社創建をめぐる在朝日本人と朝鮮社会の反応といった点にも留意しながら、検討することにした。具体的には、在朝日本人社会、あるいは居留者組織による神社創建の意図や神社の社号の変遷の意味を、朝鮮半島における日本の勢力拡大や植民地化の進行といった当該期における歴史的背景をふまえながら検討し、在朝日本人創建神社の性格がいかなるものであったのかを明ら

かにする。その際、在朝日本人創建神社に対する朝鮮民衆の認識のあり方や神社の存在が朝鮮社会や民衆に對してどのような影響を与えたかという論点にも留意したい。⁷⁾対象とする時期を「韓国併合」以前としたのは、帝国日本の朝鮮侵略・植民地支配の歴史過程と神社の存在との関係性を明確にする一環として時期区分を重視するためである。「韓国併合」以前にも朝鮮半島に神社は存在した。その当該固有の性格について明らかにしておくことが、一九一〇年以降の帝国日本の植民地朝鮮における神社政策の展開過程を分析する上で重要な歴史的前提となる。なお、本稿が対象とする「韓国併合」以前の時期とは一八七六年の日朝修好条規締結から一九一〇年八月の「韓国併合条約」締結までである。

一、釜山における在朝日本人社会と龍頭山神社

「韓国併合」以前の主な在朝日本人創建神社は【表1】にまとめた通りである。但し、ここでまとめた神社は植民地期において総督府の公認を得ることが出来た比較的

【表1】「韓国併合」前の主な在朝日本人創建神社

神社名	鎮座地	鎮座年月日	鎮座時名称	創立主体	創建時祭神	創立公認(許可)年月日	創建当初の状況
龍頭山神社	慶尚南道 釜山府弁 天明	1678〔延宝6〕 3月	金刀比羅神社 義真	対馬藩主宗 義真	金刀比羅 神・大物 主神(国 魂大神)	1917 〔大正6〕 7.10	延宝6(1678)年倭館を現在の釜山港に移された時、対馬鎮主宗義真が龍頭山の上に四方尺の石造小祠を建て、日韓商船の安全を図らんが為金刀比羅大神を奉祀したのに創まる。始め金刀比羅神社と称し、明治27(1894)年居留地神社と改称し、同30(1897)年其規模を拡張し社殿の面目を一新すると共に龍頭山神社と改称した。本社は釜山府の総兵神であると共に慶尚南道総鎮守であり而も文朝鮮最古の神社、大徳閣内の守護神として其の御神威は赫々として国の内外に及んでいる。昭和11(1936)年8月1日国幣小社に列せられた(文獻・395頁)。 祭神について、住吉大神(高筒男命・中筒男命・表筒男命)、天満天神(菅原道真)以上明和2(1765)年7月1日、天照大神(饒元(1865)年2月)、八幡大神(応神天皇)〔明治13(1880)年8月15日〕、弘国大神(宗義智)〔明治29(1896)年4月1日〕、素盞鳴大神(健甕君)、神功皇后、豊国大神(豊臣秀吉)〔以上、明治32(1899)年4月23日〕がそれぞれ祀された。境外摂社となる龍尾山神社と宮島神社は金刀比羅神社と同時に創立した。龍尾山神社における創立時の祭神は武内宿禰であり、文政2(1819)年には加藤藤正、明治元(1868)年には朝比奈三郎義秀を合祀した。宮島神社の祭神は市杵島姫命である(文獻・411-42頁)。
元山神社	咸鏡北道 元山府	1882〔明治 15〕年5月23 日	元山大 神宮	居留民有志	天照大神	1916 〔大正5〕 12.26	明治15(1882)年、伊勢神宮より神輿を御請して、祠を建て居留民崇敬の斎場としたのに始まる。爾後民団の経営に移し、民団院正(後には崇敬者協同守護)来っている(文獻・43頁)。明治12(1879)年7月日本公使花房義質と韓国政府礼曹判官沈澤との間に議定した元山津開港子約に依り元山に日本居留地を設け、明治13年5月日本総領事館の開設を以て、元山此地に北嶺開港の第一歩を占め元山居留民の守護神として皇大神宮より天照大神の御神靈を拝受し、明治15年5月23日頭洞山(今の神町公園の小丘)に小祠を建て奉鎮して天照大神宮と奉称して居留民団に於てこれを維持経営をたじ、而して元山開港並御鎮座記念日である5月23日を以て例祭日として居留民一同崇敬して来たり、其後逐年市街地の発展に伴い境内狹隘を感じ、明治12(1909)年に至り果町長徳山上に遷座し翌43年社地を拡張し社殿參道を改修し、大正3(1914)年に至り、府制実施と共に神社の維持経営を居留民団より氏子組合の手に移した(文獻・428-429頁)。

仁川神社	京畿道仁川府	1890[明治23]年10月10日	仁川大居留民有志	天照大神 明治天皇	1916 [大正5]4.21	<p>明治23(1890)年10月、朝鮮西海岸の要津仁川港で、同胞の手に依り天照大神を祀る神祠が建立せられた。即ち明治23年10月社殿を造営して、天照大神を鎮祭し、附属本社と共に居留民に於て維持崇敬せられて来た(文獻a・44頁)。</p> <p>明治22年より同23年に至り、仁川大神宮御創祀の儀が居留民の間に取り、…(中略)…主意思(マコト)發起人の名義を以て居留民一般に公表された。…(中略)…趣意書に依れば神社を設くると共に、此地を公園とし、…つは遊場として崇敬の地をなし、…つは以て居留民の憩安の場所を造ると共に、…(後略)…。遂に地を現今の東公園にもし、集むる処の寄附金を以て明治23年10月27日御遷宮の儀が奉行せられた。…(中略)…趣意書に依って寄附された金額は仁川の部金1,274円、京城の部318円55銭、他に当時郵船貿易員の盛であった時代であつたから、日本から常に仁川へ往復して居つた郵船の船長伊勢に100円を寄附している。尚金銭の外に石燈籠其他の物品を献納している人々もある。京城の寄附金が珍しく感じ当時からあつては仁川は本居路である。斯くの如くして、仁川大神宮御創祀の儀は總り準備が出来上つたので、時の仁川領事林権助氏は春斎の御霊代を伊勢皇大神宮より奉戴せんとし、先ず外務省を経て三重県に其手續方を依頼し、佐野誠之氏に邦民代表に選ばれ、御霊代迎奉委員と認め、三重県に其手續伊勢皇大神宮より、地方の神社として御霊代を迎へるの儀は神宮として未だ其の比例を見ざることで、事願る重大儀であつたが、時の祭主久遠百朝参親土殿下には事国内と異り、海外に於ける同胞邦人が敬神愛國の至誠を御感佩あらせられ、引いては皇威を家運に発揚する美事なりの御意召により、茲に同神宮より特種の御神像を御霊代として拝戴奉迎し得た次第である。三重県は特に大阪警官を具し途中を警護せしめ、大阪上りは佐野氏之れを奉じ、敬賀れに乗船海路仁川港に上陸したのが、明治22年10月27日であつて、官民之を波止場に奉迎し、一時領事館に奉安して神殿に奉斎し、翌28日御祭れを奉行した。…(中略)…恐らく大神宮遷宮式は仁川居留地にどつては、当時最も大なる出来事であつて、居留民は業を休み、彼たる日で行つたに相違なく、当時海外の一小天地にある我仁川本邦人の最も日本人の気分を濃厚に感じ、神地建物及神社所在地たる公園を樹代役場、引継申請し、次で同月17日には大神宮建築工事が落成した。…(中略)…斯くの如くして仁川大神宮と称した。之れ京畿鎮護帝國神祇第一発祥である。其後社殿の改築と共に社号を仁川神社と改め大正11(1922)年10月、明治天皇の御聖徳を景仰し其御偉業を永遠に敬慕奉拝するの意を以て明治神宮より御霊代を拜戴し、明治天皇を合祀して御祭神を二座に改めた(文獻b・134頁・135頁)。</p> <p>日清の役後、朝鮮の首都京城に伊勢より皇大神宮の神靈を迎へて京城大神宮が創立された。即ち明治30(1897)年京城居留民の間に神社建立の議を決し、翌31年5月(文獻a・44頁)神靈を奉迎し、同年11月3日勧請式を執行し、居留民の鎮守として崇敬せられるに始まつて居る(文獻a・44頁)。</p> <p>明治31(1898)年5月山口大兵衛は居留民有志の賛同を得伊勢より神靈を奉迎し、同年11月3日勧請式より分靈を受け7月仁川に到着した。神殿は内宮御再建用材の一部及朝鮮山産の芽を用ひ伊勢に上宮の棟梁多備文衛門等二人をして内宮100分の12天のもの製作せしめた。同地に於て一旦解体の上京城に3日同一技術者を引き再び之を組み立てたのである。社殿は倭城台公園に奉安し社号を大神宮と称し11月3日天皇節の日を卜し奉遷の大祭を行つた。爾來居留地の守護神とし厚く之を崇敬することとした(文獻c・673頁)。</p>
------	--------	-------------------	----------	--------------	-------------------	--

江景神社	忠清南道 論山郡江 景邑	1908[明治41] 年5月	江景在住内 地人	天照大神 6.12	1917 [大正6] 6.12	明治14年5月江景在住内地人崇敬の対象として神祇奉斎の藩起り皇相天照大神を祭神として、當時江景公 明玉安権の浄地にて江景神社を奉斎、仮神殿及遙拝所を建設、大正6年6月12日公式創立許可を受け、大正 8(1919)年7月伊勢山田市より神宮御用木匠を聘し神明造の御神殿を建立、大正12(1923)年10月氏子及篤 志者の寄進により拝殿の新築、社務所の改築境内の整理参道の改修を行、昭和7(1932)年9月皇大神宮御 残株を拝遷し御神輿を謹製並に御祭器庫の新築をなす。昭和11(1936)年9月邑使進社に指定せらる。御造 營計画中(文獻a・340頁)。
三浪津神社	慶尚南道 密陽郡三 浪津	1907[明治 40]年	天照大神	1917 [大正6] 6.12	明治40(1907)年天照大神の遙拝所として設立せられたのに始まる(文獻a・45頁)。	
城津神社	咸鏡北道 咸津邑	1909[明治 42]年5月26 日	城津居住者 内地人11人 か発起人	天照大神 6.8	1917 [大正6] 6.8	明治42(1909)年7月馬山在住内地人11名発起人となり、税関所有地の一部を借受け神社を創立せ しに始まる(文獻a・45頁)。
馬山神社	慶尚南道 馬山府	1909[明治 42]年10月15 日	馬山在住内 地人	天照大神 6.23	1919 [大正8] 6.23	明治42(1909)年7月馬山在住内地人にて創建したものであって、翌43年には社務所を建設し、爾来年々建 備を加えて今日に至る(文獻a・46頁)。
松島神社	全羅南道 木浦府	1910[明治 43]年	木浦居留民 団	天照大神 5.3	1916 [大正5] 5.3	明治43(1910)年木浦居留民団長が主となりて社殿を造営し、天照大神を鎮祭したので始まる(文獻a・46 頁)。 木浦に神社を建立したるは、其年月を詳にすること能わざれども、開港後久しからざる時、当港に在りて帆船 回漕に關係ある人々が、務安地方法院北隣を嘗りたる所の中腹、即ち其頃中村伊八氏の私有地に小字を伴 りて金比羅宮を祀りたるを最知とす。當時否か其後益々多人数居留地は金比羅宮以外に神社なく、敬神家は朝夕 此小祠に礼拝し、兎の生れわたるときも、凡て金比羅宮に初参りを為せしむ。左にいま有志者間に、敬神家は御 社に非ざれば、敬神の念なき鮮人の御馳走を承祀せむとの議多年をめぐり、却つて恐れ多きことを、其設備を適當にする 議を執行するに至らざりき。然るに明治43年韓国併合のことにあり、韓人も亦た我等と共に、皇上の聖慮に慕 奉る新附の赤子と為れるのみならず、此年木浦水道噴成し、第一配水池を松島公園の一部に築き、且共に 従来弊々名のみならず、松島公園一帯は此機会に於て大に清掃せられたるより、茲に愈々松島神社建立の議 は決せられ、有志の敬念を以て直に工事を起し翌44年2月竣工、同年4月3日、同年4月3日、三重泉宮を建て伊勢の天 願より、御分靈を勧請し、尚ほ副社として左に金比羅神社、右に福祈神社を建立し、神宮を置きて日々奉仕 せしむることと為れり(文獻・225-226頁)。
平安神社	平安北道 新義州府	1912[明治 45]年7月1日	朝鮮総督府 營林敬及新 義州府尹、 居留民団、 鴨江日報等	天照大神 5.7	1917 [大正7] 5.7	明治43(1910)年朝鮮総督府營林敬官吏祝出布大凱氏官命に就り咸鏡南道北道相奏の警神明の加護を痛感し てこの新義州に神社建設を思ひ立ち、營林敬長陸軍工兵大佐時毛善三郎氏・新義州府尹深川伝次郎氏・ 鴨江日報加藤敬治郎氏・高橋種太郎氏・新義州民団役員栗原京太郎氏等と相談して遂に建立を決定し、明 治44年2月15日建意書を發して浄規を求めたところ皇祖の御後成願に新領土の住民は欣然として金員を携 行しての奉じられた。よつて委員を選定し事務を開始し、3月11日に地鎮祭を執行し、7月1日御鎮座祭を執行し て万代に滅の基礎を安定し、北鮮一の總鎮守神として永らく鎮祭守神として承つて居る(文獻a・414頁)。
民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)	民団役所編『京城免運史』(京城居留民団、1912年)、文獻c: 群山府編『群山府史』(群山府、1933年)、文獻d: 木浦誌編纂會編『木浦誌編纂會編』(1914年)

また、史料引用部の西暦は筆者が必要と考えた場合のみ補った。

大規模な神社となっていくものであって、祠など小規模なものも含んでいない。

ここではまず、釜山の在朝日本社会の変容とそれに伴う龍頭山神社の変遷について、一八七六年以前の状況も含めて、整理しておくことにしたい。

(1) 朝鮮の開港以前

記録上最も古い朝鮮における神社は釜山の龍頭山神社である【表1】。龍頭山神社は、一六七八（延宝六）年、当時の日朝貿易の朝鮮における日本の拠点であった倭館が豆毛浦（釜山鎮）から草梁（現在の釜山港周辺）に移された際、対馬藩主宗義眞によつて創建された。徳川幕府と朝鮮政府は一六〇七（慶長一二）年に対等な外交関係を回復していたが、豊臣政権の朝鮮侵略（壬辰・丁酉倭乱）は朝鮮側の根強い対日警戒心をもたらし、朝鮮は、日本の外交使節が漢城（ソウル）や内陸部に入ることを許さなかった。平常の外交交渉は対馬藩と東萊府の間でなされ、対馬藩の使節は東萊府の釜山に朝鮮政府の迎賓館として設置された倭館を舞台に外交交渉を行った。ま

た朝鮮政府の統制下に貿易も行われた⁹⁾。一七二五（享保一〇）年頃の倭館には、裁判や通詞といった対馬藩の役人ほか約六百人余りが居留していたと言われる¹⁰⁾。また、月六回の開市時には、朝鮮の商人や日本の商人が倭館に出入りして活発な交易が行われた。こうした草梁倭館における日本人居留民や日韓を往来する商人の安全を祈願するために、対馬藩が龍頭山上に方四尺の石造の小祠を建てて、そこに金刀比羅神を祀つたことが龍頭山神社の起源とされている。金刀比羅神は、江戸時代にはインドの神であるクンピール（王城鎮守・海運業の神）と習合し、海運業の発達や交通網の整備などに伴い広く信仰を集めた祭神であった¹¹⁾。また、大物主神は国の守護安定を意味する国土経営の神と理解され、倭館の鎮守として祀られたものと思われる。その後、航海安全の神である住吉大神（底筒男命・中筒男命・表筒男命）が合祀されたことから、龍頭山神社は、海上交通安全や日韓通商の発展、倭館の守護を願う対馬藩と倭館居留民や通商関係者の信仰を担う存在として位置づけられてきたものであった。一八六五（慶応元）年には、皇祖神である天照大神が合祀された。

また、龍頭山神社は同時期に創立された龍尾山神社（玉垂神社）、宮島神社（弁天社）を撰社・末社としていた。⁽¹²⁾ 龍尾山神社は創建時の武内宿禰⁽¹³⁾に加えて、一八一九（文政二）年に加藤清正、一八六八（明治元）年に朝比奈三郎義秀が合祀された。宮島神社は創建時に厳島神社から市杵島姫命（弁財天）の分祀を受けていた。

なぜこれらの神が祭神として祀られているのかには諸説ある。⁽¹⁴⁾ 朝比奈三郎義秀については対馬所在の朝比奈神社からの分祀であることから、倭館居住の役人の信仰に依拠したものであつたろう。加藤清正については、文祿の役（丁酉倭乱）の際に捕虜とした朝鮮王朝の王子二名を内地に連れて行こうとしたところ、これを泣いて拒んだことから、清正が憐れんで釜山からソウルに送還してやったとの伝説に由来する説がある。宮島神社はもともと弁財天を祀っていたので、江戸時代における七福神信仰をうけて福徳財宝を司る神として厳島神社から分祀をうけたとする説もある。また、こうした祭神が多くの倭館居留民の出身地を示す産土神であるとの解釈から、倭館には対馬経由で九州・中国地方の商人・居留民が多く存在したのではないかとの説もある。⁽¹⁵⁾ 加藤清正は

疱瘡神であることから疱瘡を退治するとの伝承から祭祀されたとも考えられるし、対馬の宗氏は平氏を名乗ったことから、平氏の氏神である厳島神社から分祀を受けたとも考えられるが、その真意ははっきりしない。

（2）開港以後の釜山における在朝日本人創建神社

一八七六年の日朝修好条規により直ちに開港された釜山は、日露戦争後の「保護国期」には、一五、〇〇〇人の日本人口を有する朝鮮最大の在朝日本人居留社会を形成していた。⁽¹⁶⁾ 開港当初の一八八〇年代前半まで、大規模な商店は五、六戸ほどで、ほとんどの在朝日本人は、小規模仲買と高利貸しを中心に、小売・雑業・貿易などの兼業に従事し、「窮乏人が為す可き商売」と擲擻された。⁽¹⁷⁾ これが一九八〇年代後半以降、官公吏の増加とともに、貿易商の増加と規模の拡大の一方で、雇人・日雇・仲仕（運搬人夫）が大幅に増加するようになった。また、一九〇二年には遊郭街も形成され、芸娼妓・酌婦なども増加した。こうした傾向は商業一、六五一戸、工業五六四戸、雑業八四五戸、労力四七四戸、官公吏二六七戸、芸

娼妓・酌婦四九戸といった一九〇七年末の統計からも読み取れる⁽¹⁸⁾。また、日清・日露戦争を経て、イギリス産の生金巾を使った綿布販売で巨利を得た高瀬政太郎商店やその甥の福永政治郎や釜山居留地の三分の一を買い占めた不動産業者迫間房太郎の登場など渋沢栄一の第一銀行の後押しの下、「成功者」となっていく者も現れた。

釜山は日本の専管居留地であったので、警察権や徴税権を含む権益を得た日本の独占的な勢力圏として都市形成が進んだ。旧倭館地域である、港を中心にした龍頭山と龍尾山を含む約一一万坪がそのまま都市の中心部となり、旧倭館に置かれた領事館を中心に周辺を民間人の借地として編入しつつ、日本人街を形成していく。後に広大な埋立地も造成して、税関や鉄道用地とした。この時期の東萊府の朝鮮人口は約六二、〇〇〇人であったが、多くの朝鮮人はこうした日本人街の周辺部から郊外に日本の専管居留地を取り囲むように集住していた。本格的な都市化過程は植民地期以降のことになるが、こうした釜山における主要地域の原型は、既に一九一〇年の「韓国併合」以前に形成されていた。

いわば釜山は日本によって新たに形成された都市であ

り、領事館・軍部・居留民団・商工会議所・金融機関などが後押ししながら、国家的対外進出の基底を支えた「中下層」の日本人が居住した植民地都市であった。龍頭山神社は、日本の植民地都市・釜山における支配のシンボルとして位置づけられていくことになる⁽¹⁹⁾。

「韓国併合」以前の段階では、神社が日本の朝鮮植民地化や「保護国」支配政策において積極的な役割に果たしたわけではない。しかし、国家的対外進出を支えた「中下層」を中心とする在朝日本人社会の形成は、従来の祭神の担った海上交通安全や日朝通商の発展を願う信仰の対象に加えて、新たな崇敬の対象を求めることとなった。釜山における神社もこうした新たな崇敬を求める在朝日本人の「心性」に対応する施設として再編されていくことになる。

開港五年後の釜山の各神社【表2】は金刀比羅神社・弁天社・加藤社（玉垂神社）と呼ばれていた。当初、境内には草が生い茂り不潔を極め、瓦屋根なども破損しており廃社と変わらない有り様で、居留地一般の相観とも関わって不体裁だった⁽²⁰⁾。これを改善するため、担当人と呼ばれた有給の神職を置いた。また、居留民から

【表2】「韓国併合」前後の龍頭山神社

年月日	記事	社呼称	
1876[M9/高13]2.2 1880[M13/高17].9.16	日朝修好条規（江華島条約）締結。釜山開港。 神社の状況「居留地各神社は其職の之を維持する者なく僅に掃除のみ担当の者あれ共所詮無之蔓草生茂り不潔を究め加うるに軒瓦社檼等破損して恰も廢社に不異然たる有様」「弁天社の如きは到底社寺無之」（7頁）。 月給三円、祭典其他清掃等を担うの担当者（神職代）設置と対馬の元神職永野永の招聘、信仰同志者へ寄附金依頼を協議。	金 刀 比 羅 神 社 ・ 弁 天 社 ・ 加 藤 社 ／ 玉 垂 神 社	
1881[M14/高18].4.22	共有神社二箇所の担当者月給三円の決定。担当者、総代へ宮繕の見積提出と信仰者寄附金からの支弁決定。		
1881[M14/高18].6.15	総代阿比留から総代阿比留護助に弁天社修繕後の再破損報告と弁天社西側への神饌殿建設の提言書提出。		
1881[M14/高18].11. 1882[M15/高19].1.30.	神職代永野から総代役所への金刀比羅神社拝殿改建設の提言。 総代阿比留から信仰者60軒へ金刀比羅神社及弁天社の修繕新築を協議する特志連中代理委員選挙の通知。		
1882[M15/高19].2.1.	総代役所による代理委員当選者報告。福田増兵衛、横松清助、斎藤萬次郎、保家貞八、亀谷造次郎、代理委員選出。		
1882[M15/高19].2.2. 1887[M20/高24].2.9.	金刀比羅神社改建設費が整い、代理委員による改築着手の許可検討。 弁天社修繕並建次願。先年の決定が連年の不景気で中止を余儀なくされたので、神職代永瀬が総代阿比留に改めて寄附金募集を依頼。		
1887[M20/高24].4.19. 1891[M24/高28].2.10. 1892[M25/高29].11.11.	総代阿比留から領事室田義文への弁天社修繕中止状況報告。 担当者永瀬から総代阿比留への加藤神社拝殿窃盗事件の届。 盗難届：加藤神社の軒札1枚・神殿前半戸2枚、同所腰壁2枚、拝殿北た手中敷小障子：高4尺巾2尺4寸。 「今朝左記の品々神殿内北た手へ取片付一所に積重ね置候分相見不申右は全く朝鮮人の所為とも存知候」（21頁）		
1893[M27/高30].	居留民団予算に「神社及器械の修繕費」を新設。神社費55円、祭典費50円、修繕費5円。		
1894[M28/高31].	加藤神社修繕費11円21銭5厘支出。説明「加藤神社は風烈い場所に建設あるにも拘わらず外圍城壁の構造なるが故に風雨年毎度多少破損を生じ不経済のみならず現今彈薬置場として兵站部へ借用中殊に堅牢の修繕を要すべきを以て至急着手せんとす」（23頁）		
1895[M29/高32].4.6.	金刀比羅神社社殿奥屋根風雨により破損。神職永瀬から助役阿比留に修理願。		
1897[M31/建35].8.6.	居留地神社新築の件。建築費用（地形費込）6,020円。内寄附金見込5,900余円。居留地費より臨時費雑費1,000円支出。		居 留 地 神 社 ／ 龍 頭 山 神 社 ・ 弁 天 神 社 ・ 龍 尾 山 神 社
1897[M31/光1].9.7	龍頭山神社改築に付、神殿、拝殿、社務所等の地所網引荒増杭建があるとの報告。		
1897[M31/光1].9.8	一等領事伊集院彦吉、居留民総代佐原純一、居留地議長古藤昇一郎、ほか建築委員5名、居留地役場技手1名、神職永瀬、大工倉橋久吉による改築地所検分。		
1897[M31/光1].9.10 1898[M32/光2].1.27	龍頭山神社神社仮殿地鎮祭。仮遷宮式執行（9.15）。 神社建築委員会（保家貞八・黒岩邦太郎・矢橋寛一郎）において、社号を龍頭山神社に決定。居留地会議、称号を居留地神社と決定する（2.4）		
1898[M32/光2].2.11 1898[M32/光2].6.22	地鎮祭執行。柱建（3.28）、上棟式執行（4.22）、落成（5.28） 東京神習教官吉村正基より矢橋神社建築委員を経て、多少の費用も要すれば素齋命、神功皇后、豊太閤の諸神勧請の承諾はあるとの報告。		
1898[M32/光2].7.8 1898[M32/光2].7.12 1899[M33/光3].1.20 1903[M36/光7].3 1907[M40/光11].1.25	神殿祭執行。正遷宮式執行。居留地会議、称号を改め龍頭山神社とする。 大祭執行。 玉垂神社（加藤神社）を龍尾山神社と改称。同年10月敬神会創立。 龍頭山神社碑建立。 敬神会及び神職平松義雄から居留民団役所に無格社龍頭山神社御昇格御願が提出。		
1907[M40/光11].5.31	釜山居留民団民長石原半右衛門、統監伊藤博文に神社社格付与の儀につき稟申。翌年9月に2度目の稟申（1908.9.14）。		
1910[M43/隆4].8.22 1912[T1].10.	「韓国併合」 宮司・塚田彦彦から居留民団長・島田昇に「釜山龍頭山神社及龍尾山神社を韓郷神社と改称し、官幣大社に列格」請願		
1916[T5].2.24 1916[T5].7.10	龍頭山神社及び龍尾山神社、朝鮮総督に神社創立願提出。 朝鮮総督、龍頭山神社、龍尾山神社それぞれ創立を許可する。		

【出典】山川鶴子編『龍頭山神社史料』（同社務所、1936年）

【註】年月日中、それぞれM＝明治、高＝高宗、光＝光武、建＝建陽、隆＝隆熙、T＝大正を表す。

選挙して選ばれた特志連中代理委員五名を中心にして、神社の修繕・改築のための寄附金募集にあたっていた。風雨や窃盗被害によって数度の修繕・改築を行った後、一八九七年には居留民神社新築がなされ、社名を居留地神社とした（一ヶ月後、龍頭山神社と改称）。一八九九年には加藤社についても龍尾山神社と改称している。同年一〇月に敬神会を組織し、寄附金募集とその運用や例祭参加によって、龍頭山神社諸般の盛大をはかった。⁽²¹⁾ 寄附金を宛にしていることから、氏子組織である敬神会はこれまで神社の改建に携わってきた商社や銀行にも顔の利く居留民会議員や地域代表である保長頭取などの居留民団の関係者が中心となっていた。居留民団は神社費用も供出していた。これまで居留地総代は、龍頭山神社の改修や管理組織の整備などを専らにしていた。例祭も神職一人が奉仕して何となく心淋しい状況にあったという。しかし、今後は敬神会員から数人神饌供等を行い例祭の威厳を保有することとし、龍頭山神社の改築を契機に、本格的に日本人居留民一般の神社信仰を組織しようとした。これと機を一にして、一八九八年には朝鮮の始祖檀君をさすと言われる素盞鳴大神、三韓征伐の神功皇后、豊

臣秀吉を神格化した豊国大神（豊臣秀吉）が御相殿神として合祀されている。これ以前にも、龍頭山神社には、祭神として、一八八〇年には八幡大神（応神天皇）が、一八九五年には秀吉後の日朝国交回復に努めた宗義智を神格化した弘国大神（宗義智）が合祀されている。

当時の神職代がまとめた沿革調には、一八九八年の三神合祀について、「素盞鳴尊、神功皇后、豊臣秀吉は外征の偉業を垂れ外鎮の功德顕著たるの故を以て神霊を仰ぎ勸請鎮座の式を挙げ」とあり、日本の外征の伝説と歴史を担った存在を神格化した祭神が故に合祀にふさわしいとの考えが明確に示されている。こうした新たな祭神の合祀によって日本の朝鮮に対する優越性を確認するという、神職や居留民崇敬者有志が求めた新しい崇敬の対象のあり方を読み取ることができるし、それは、日清戦争後の在朝日本人社会における日朝関係の認識のあり方を象徴していたと見て取ることも可能であろう。

こうした動きの背景には、居留民組織による安定した「自治」を求める必要性から、新たな祭神の合祀によって在朝日本人社会の一体性をはかろうとする居留民「上層」の意識が強く働いたことにあった。名称を祭神の性

格を示す金刀比羅神社や加藤社から龍頭山神社や龍尾山神社という地域性を象徴する名称に改めたことは、その意識をよく示している。もちろん龍頭山神社の改建費用を広く在朝日本人社会から募らねばならなかったという事情が大きい。そのためにも神職や居留民崇敬者有志は、より多くの在朝日本人の敬神心を集めることの可能な鎮守神や釜山そのものへの愛着を表す産土神を合祀し、新たな崇敬者の広がりをはかったものと考ええる。一八九三年三月には、明治天皇銀婚式に際して金刀比羅神社の祭典を行った。「永瀬神職代沿革調青綴」にはこの明治天皇銀婚式に際して、釜山の居留地では官民企画して金刀比羅神社の祭典を行うと同時に、祭神を釜山居留地の産土神と称えて奏上したと記されている。²³⁾ 同沿革調は一八九八（明治三一）年までの沿革の記載にとどまっているので、おそらく龍頭山神社改建直後に書かれたものと推測されるが、この時期においては、金刀比羅神・住吉大神（底筒男命・中筒男命・表筒男命）・天照大神・八幡大神（応神天皇）・弘国大神（宗義智）といった祭神は、そのいずれもが日本国内にある神社（本社）からの分祀であったが、釜山の鎮守神であると同時に、釜山の産土神で

あると解釈されていたと考えてよいだろう。一八九九年の大正天皇の婚儀や翌年の昭和天皇の誕生といった皇室の慶事に際しては、領事館からの布達や告示によって在朝日本人一般に当日の国旗掲揚と日没からの祝燈点灯が呼びかけられた。²⁴⁾

従来からの産土神信仰に加え、日清戦争後には、天皇に対する畏敬の念を表現する祭事を神社で執り行うことで、「国威」に裏打ちされた在朝日本人社会の一体性の確認が釜山においても居留者相互になされていたと理解することができる。

日露戦後「保護国」期である一九〇七年に敬神会長や神職から居留民団役所に提出された「釜山龍頭山鎮座無格社龍頭山神社御昇格御願」²⁵⁾には、『神代記』『日本書紀』『古事記』における素盞鳴尊の記述から、これを韓国の開基檀君であるとした上で「素盞鳴尊の彼の国々を開発せしめ給いしは疑なし然らば韓国を平定せしめんには素盞鳴尊の神宮を嚴重に祭るべきなり」との主張が展開されている。また、神功皇后については、三韓征伐において戦艦を自ら帥いて矛を執って新羅に至ったところ、「三韓を悉く我国に服従せり」という神話に基づいて合祀さ

れた旨が記されている。豊臣秀吉についての言及はないが、この時期における日本政府が朝鮮で影響力を強めたことを背景にして、神職や居留民「上層」が新たな祭神を合祀したということであろう。

一八九八年の三神合祀でも、日清戦争後の日本の朝鮮侵略の展開に影響をうけるかたちで、祭神が選択されていた。三神の性格を見ると、既に「韓国併合」以前の段階において、従来からの海上交通安全や日朝通商の発展を願う鎮守として祭神奉祀の意味に加えて、在朝日本人一般のアイデンティティー維持と関わる祭神選択が神職等によって行われていた。釜山に形成されつつあった「中下層」中心の在朝日本人社会の一体性を求めて、龍頭山神社神職や居留民「上層」が合祀を決定した新たな祭神は、国家的対外進出を支える在朝日本人の朝鮮人に対する優越性を意識させる「心性」を体现したものになっていた。そして、日本が日清・日露戦争を通じて、朝鮮における支配権を固めていったことは、在朝日本人社会により一層こわしたナショナリズムの高揚を促したと思われる。こうしたなか、居留民組織による安定した「自治」を望んだ居留民「上

層」が在朝日本人社会の一体性を必要としたことは、祭神の性格を表す金刀比羅神社という名称から地域性を象徴する龍頭山神社への名称変更にも表れていたとみることができる。

二、釜山以外の地域における

在朝日本人創建神社の状況

釜山以外の在朝日本人創建神社は一八七六年の日朝修好条規締結による朝鮮の開港以後に創建されたものである。日朝修好条規に基づき、釜山のほか一八八〇年には元山が、一九八三年には仁川が開港した。翌年、京城が開市し、日清戦後には、一八九七年に木浦、鎮南浦、平壤、一八九九年には馬山、群山、城津が開港・開市した。こうした日朝貿易の拡大を通じて、日本人の朝鮮渡航者は増加した。

一八七六年から一九〇四年までの日本人の朝鮮渡航者は年平均二、六八六名にのぼり、その三〇パーセントから五〇パーセントが「商用」による渡航が占めた。²⁶⁾ 居留地の人口も一八九〇年の七、二四五から一九〇〇年には

【表3】在朝日本人人口の推移

年次	在朝日本人 人数	備考	出典	
1876(M9)	54	釜山開港	朝鮮総督府編『朝鮮に於ける内地人』(同、1924年) 2-3頁	
1877(M10)	345	元山開港		
1878(M11)	117			
1879(M12)	169			
1880(M13)	835	仁川開港		
1881(M14)	3,417			
1882(M15)	3,622	京城開市、甲申事変		
1883(M16)	4,003			
1884(M17)	4,356			
1885(M18)	4,521			
1886(M19)	609			
1887(M20)	641			
1888(M21)	1,231			
1889(M22)	5,589	日清戦争	内閣統計局編『日本帝国年鑑』[9-22回](同、各年版)	
1890(M23)	7,245			
1891(M24)	9,021			
1892(M25)	9,137			
1893(M26)	8,871			
1894(M27)	9,354			
1895(M28)	12,303			
1896(M29)	12,571			
1897(M30)	13,615			木浦・鎮南浦開港、平壤開市
1898(M31)	15,304			馬山・群山・城津開港
1899(M32)	15,068			
1900(M33)	15,829			
1901(M34)	17,928			日露戦争、第2次日韓協約、居留民団法施行
1902(M35)	22,471			
1903(M36)	29,197			
1904(M37)	31,093			
1905(M38)	42,460			
1906(M39)	81,754			
1907(M40)	98,115			
1908(M41)	126,168			
1909(M42)	146,147	韓国併合		
1910(M43)	171,543			
1911(M44)	210,689			

【出典】統監官房編『統監府統計年報』(各年版)、朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』(各年版)、朝鮮総督府編『朝鮮に於ける内地人』(同、1923年)より作成。

一五、八二九に倍増し、日露戦争後の五年間で一九〇五年の四二、四六〇から一九一〇年の一七一、五四三と大幅に増加することとなった【表3】。釜山、元山、仁川、馬山には日本専管居留地が、木浦、鎮南浦、群山、城津には各国共同居留地が設けられた。これらの居留地では

いては、一九〇九年には大神宮創立の議が上がっていたが、京城と非常に近いということで京城での大神宮創立に力を入れるべきとの意見が挙がっていた⁽²⁸⁾。一九四一年の京城神社の例祭においても、龍山に御旅宮(所)を設けて、神輿渡御を行っていることから、龍山には神社

居留民の「自治」組織によって税を徴収し、各種の事務を処理していた。一九〇五年に施行された「居留民団法」に基づき、これらの居留地と京城、龍山、平壤、大邱、新義州に居留民団が設立された。龍山・新義州⁽²⁷⁾を除いた地には「韓国併合」までに神社が創建されている【表1】。龍山につ

・神祠は存在しなかったと考えてよいだろう。⁽²⁹⁾

「韓国併合」前には、天照大神を祀った神社として、釜山・元山・仁川・京城・鎮南浦・群山・龍川・大田・城津・馬山・木浦の各地域に一一社、大邱・三浪津の二ヶ所の遙拝所、あわせて一三があつたという記録が残っている。⁽³⁰⁾ 神社と遙拝所の違いは、祭神である天照大神が鎮座しているか否かにある。【表4】は統監府と朝鮮総督府が調査してまとめた統計から作成した「韓国併合」前後の朝鮮における神社数であるが、一九一〇年末の段階では、大神宮は一三社（龍頭山神社を含む）、遙拝所一ヶ所を確認することができる。しかし一方で、金刀比羅神社や稲荷神社、天満宮など、大神宮と称した天照大神奉斎神社以外の神社が各地の在朝日本人によつて少なからず創建されていることも確認できる。「韓国併合」前後の時期においては、なおも天照大神奉斎神社と従来からの海上交通安全や日朝通商の発展を願う鎮守として祭神を祀る神社が混在している状況にあつた。

神社数については、統監府・総督府による統計ということもあり、「保護国期」しかも一九〇七年以降しか判明しないが、朝鮮の神社は、一九〇七年には一六社、一九

〇八年には一八社、一九〇九年には二七社、「韓国併合」のあつた一九一〇年末には三一社を数えている。「併合」直近の三年間で倍増し、その後も一九一一年には五六社、一九一二年には六〇社と「併合」後二年間で倍増している。「併合」を前後して、かなりの勢いでこうした在朝日本人によつて神社が創建されてきたことがわかる。一方、これらの統計では統監府や総督府は、金光教会や天理教布教所といった教派神道の一部も神社に含めて算定しているが、こうしたことから、当時の総督府官吏が、神社神道と教派神道の差を明確に理解しないまま統計を作成していた状況が窺い知れる。「併合」を前後にした時期には、まだ行政的な意味において、神社の定義そのものが明確にされていなかったことがその原因の一つとして考えられる。朝鮮における宗教行政においても、未だ神社神道と教派神道、或いは他の宗教との分離を明確にしていなかった。⁽³¹⁾ 統計のとり方から当時の宗教行政の状況が窺えることは重要であろう。当該期においては他に依拠する統計もない状況である。

以下、こうした朝鮮における在朝日本人創建神社の全

	神社数	神社名[所在地]	出典
1912 (T1)	60	大神宮[京城]、仁川皇大神宮[仁川]、菅原神社[仁川]、氏神社[京畿永登浦]、大神宮[忠北靑園]、大神宮[忠北清州]、大神宮[忠北南邊面往穰山]、大神宮[忠南公州]、招魂社[同]、大神宮[忠南江界]、金刀比羅神社[忠南於青島]、天神宮[忠南鳥致院]、金刀比羅神社[全北群山]、大場村神社[全北羅山]、松島神社[全南木浦]、金刀比羅神社[同]、稲荷神社[同]、岡山神社[咸南龍南]、金刀比羅神社[巨濟]、馬山神社[馬山]、惠美須神社[馬山]、龍頭山神社[釜山]、龍尾山神社[釜山]、水産神社[釜山]、蛭子神社[釜山]、金刀比羅神社[慶南昆陽]、天神宮[慶南密陽]、稲荷神社[同]、新營神社[黃海瑞興]、汗浦神社[黃海平山]、稲荷神社[黃海兼二浦]、南川神社[黃海平山]、金刀比羅宮[黃海長淵]、平壤神社[平壤]、天神宮[平南鎮南浦]、平安神社[新義州]、天神宮[平北義州]、龍岩神社[平北龍岩]、天神宮[平北宣川]、金刀比羅神社[平北嘉山]、男山八幡宮[平北江界]、大神宮[江原春川]、大神宮[江原鉄原]、金刀比羅神社[江原蔚珍]、金刀比羅神社[慶南元山]、元山神社[同]、男山八幡神社[咸南惠山鎮]、男山八幡神社[咸南新慶]、天神宮[咸北鏡城]、稲荷神社[同]、八幡宮[同]、金刀比羅神社[同]、稲荷神社[同]、天神宮[同]、雄基神社[咸北慶興]、稲荷神社[咸北清津]、住吉神社[同]、金刀比羅神社[同]、大神宮[咸北慶興]、金刀比羅神社[咸北坡津]	朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報(大正元年)』(1914年) 704-705頁。
1916 (T5)	17	京畿道 4、忠清南道 0、全羅北道 3、全羅南道 1、慶尚北道 1、慶尚南道 3、平安南道 2、平安北道 1、咸鏡南道 2、咸鏡北道 0	朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報(大正5年)』(1918年) 849頁。

【註】統監府官房文書課編『第一次統監府統計年報』(1908年)には神社に関する統計は掲載されていない。また、1913～15年分についても『朝鮮總督府統計年報』に神社数等の統計は掲載されていない。

般的な状況を踏まえつつ、既出の【表1】をもとに、「韓国併合」以前に天照大神奉斎神社が創建された元山・仁川・京城・木浦、そして金刀比羅神社が創建された群山の状況について個別に見ていこう。

① 元山神社

元山では、在朝日本人有志が、開港翌年の一八八一年に在朝日本人一般の守護神として伊勢神宮から天照大神の分祀を受け、一八八二年五月二三日、頭洞山に小祠を建てて、天照大神宮（元山大神宮）と称した。しかし、「夏季に至ればその樹下は昼夜を分たず朝鮮人が眠りの床となり其賽銭は彼等の腹を肥す財となり不敬を極むる」状況にあったため、総代役所境内に還座した。一八九八年四月には頭洞山下に間口四間奥行二間の拝殿を造営、神殿は内地にて構造したものを持ち帰り、六月頭洞山上に奉祀した。⁽³²⁾ 頭洞山は在朝日本人一般の慰安の場とされた仲町公園内の小丘であったが、公園地の市街地への移転に伴い、大神宮の移転も幾度か議論され、小学校西方高地に移転した。しかし、降雪時の参拝はもちろん、平常

時にも老幼の参拝が困難で、且つ伊勢神宮も平地に鎮座してから、高地は不適當との世論から一九〇九年泉町徳山上に遷座し、翌年、境域拡張、社殿参道を改築した。⁽³³⁾ また、境外摂社として一八九八年に創立した金刀比羅大社を一九〇三年に琴平山に遷座した。これを琴平神社と称して、一〇月一日に港元山の土地柄を示す海上交通安全祈願の海上渡御祭を執りおこない、秋季元山の一大行事としていた。⁽³⁴⁾ 大神宮の祭祀は居留民団（一九〇六年設置、以前は港会議・居留民役所などと称された）の歳入によって神社費等が支出されてきたが、一九一一年には経営安定のために基本財産を有して独立採算を目指した。同年一月には有給の社掌を設け（五月、長崎県出身富永安多が就任）、四月には元山居留地内を四区に分けて総代を置いて氏子組織を整備した。同年七月二日、神社祭祀規則並に神職に関する規則を決定して、これまで有志者によって管理されてきた琴平神社を民団管理に移した。同年、称号を元山神社と改めた。⁽³⁵⁾ 社号の変更からは敬神の対象を元山全域の人びとに広げたいとする在朝日本人有志の願望を窺い知ることができよう。

ここで興味深いのは、大神宮創建当初は、朝鮮人の寝

床となり、賽銭などが朝鮮人の財となつていて「不敬極むる」状況があつたという記述である。これが原因となつて、小祠の大神宮は頭洞山から総代役所内に一度還座し、改めて拝殿造営がなされ頭洞山に祭祀された。こうした原因と称される朝鮮人の神社に対する「不敬」行為は、当該期においては当然なことであるが、朝鮮民衆が神社という存在をよく理解していない様子を示している。後に拝殿造営して改めて同地に還座することになった背景には、神社設備を充実させることで、朝鮮人に対しても視覚的な効果からその威容を示し、「不敬」行為を防止する手だてが取られたものと考えられる。

(2) 仁川神社

一八八三年に開港した仁川では、一八八九年に「仁川大神宮御創立に関する趣意書」が一四名の発起人から在朝日本人一般に公表された。

謹て按ずるに我国古来神社の設け等閑ならず今日に於ても伊勢の神宮を初めとし国々に大小中の官幣

社あり国幣社あり府県に府県社あり郷社あり村社ありて全国を通計するときは無慮三十九万四千余の神社あり是我国古来の特習として敬神の心は一種純粹なる宗教心にして人々の信義道徳を維持するの本源となり世道の汗隆の関するもの少なからざるものあり宜なる哉海外の地と雖釜山元山の両港に於ては我同胞已に神社を設けあること然るに我仁川港に於ては本邦人の数已に一千三百有余人の多きに至るも未だ曾て一の神社の設けなし吾人ただ之を遺憾なりとす故に此に一場の靈地をトし神社を新築し我國の国神たる天照大神を尊置し奉り以て帰依敬神の実を表せんとす蓋し神社を設くるの地は廣大にして且つ高所ならず若し能く此の目的に適する所の地を得ば又更に協同一致して其地を開発し植ゆるに百種の樹木花草を以てし設くるに庭園と休憩の処を以て境内を以公園となすを得べし然らば第一に敬神の素願を貫き第二に吾人が労働の余情を慰め心を怡ばしむるの脇地を造出するを得べし是れ実に一挙兩得にして今日当仁川港の実況に於ては両ながら欠くべからざ

るものとす諸君願はくば大に此の挙を贊助せられ
て諸君敬神の心の浅からざるを表せられん事を希望
す⁽³⁶⁾

趣意書からは創立の理由が読み取れる。第一に、神社は、日本古来の特習で、敬神の心は宗教心、信義、道徳を維持する本源であるから、日本国内に三九万四千もあるにも関わらず、釜山、元山にありながら一、三〇〇人余りも日本人がいる仁川にはないということへの心名残り⁽³⁶⁾と創立意志が示されている。第二に、在朝日本人全体の敬神心を満たすと想定されているのが天照大神であるということである。これは、日本の神社に祀られる神がその地域性を反映した特質をもつのに対し、仁川設立の神社は、在朝日本人社会が日本各地から朝鮮半島に渡ったさまざまな人たちの集合体として成立しているが故に、「我が国の国神」を祀ることで、すべての在朝日本人の敬神心を満たす必要があったからである。第三に、敬神のための神社造営がその境内を在朝日本人一般の慰安の場として公園地とする目的と合わせてなされるべきだとされている。青井哲人は、併合以前の居留地における神

社奉斎は、無税地である公園地としての土地収奪と抱き
合わせになっており、少なくとも領土的利権拡張という
居留地の至上命題と無縁ではなかったと指摘する⁽³⁷⁾。朝鮮
の都市形成はこうした在朝日本人創建神社の形成に影響
を受けて、自立的な地域形成を阻害されたことになった。
こうした朝鮮社会への影響を勘案すれば、朝鮮における
神社の創建が単に在朝日本人社会の一体性を求めたもの
で、朝鮮人、朝鮮社会とは無関係であるとはいえないで
あろう。

発起人には、第一銀行仁川支店長の江南哲夫、日本郵
船会社仁川支店長の榊茂夫、居留民総代長留藤作、仁川
病院長古城菅堂ほか仁川在住の実業者が名を連ねた。趣
意書によって集められた寄附金は、仁川一、二七四円に
加え、京城からも三一八円、日本と仁川を往復する帆船
の船長らから一一〇円にのぼった。当時、商社では、京
城は仁川に対する出張所的な位置づけがされていたこと
から、京城からの寄附も得られた。翌一八九〇年一〇月
には伊勢神宮から分祀を受け、天照大神を祭神とする仁
川大神宮が創立された。仁川大神宮は、境内社として稻
荷神社（一八九三年鎮座）、金刀比羅宮（一八九六年鎮座）、

天満宮（一八九六年鎮座）を、境外神社として月尾島に愛宕神社（一九〇八年鎮座）を有した。このことは天照大神を全体の敬神対象としながらも、在朝日本人社会にはさまざまな敬神心が存在したことを示している。『仁川府史』には、伊勢神宮からの分祀によつて、天照大神を祭神とした在朝日本人創建神社は仁川神社がはじめてであり、間違つた記述である。⁽³⁸⁾しかし、元山神社の例と比べて、仁川神社の創建が、京城と仁川の在朝日本人「上層」を広範に組織し、これまでにない規模でなされたことを読み取ることが充分可能である。「韓国併合」の後に、一九一五年の社殿改築に際して、「神社寺院規則」に基づき、総督府に創立届を提出し、社号を仁川神社とした。一九二二年には明治天皇を合祀した。

一八九一年に例祭日は五月一日と定められた。また、一八八七年に惣代から領事に提出された報告によれば、仁川神社における祭典は、甲申政変での「受難」者に対する招魂祭も想定していた。⁽³⁹⁾共同墓地での外地異郷で亡くなった者の魂を慰める祭祀を秋季皇霊祭に合わせて執り行つた。共同墓地の看守は本願寺僧侶であつたから、

神仏混合の状態であつた。こうした祭祀は一九〇〇年代まで継続し、いつ廃止されたかは定かではないが、「国難」に殉じた日本人の慰霊は居留民組織によつて徐々に整備されていった。また、日露戦争における仁川作戦の成功以後、居留民会は二月九日を「仁川デー」と定め、八日九日の両日にわたつて、在朝日本人一般は国旗・軒燈を掲げ、九日は休業日として午後一時からの大神宮記念祭に参拝する旨、居留民長から伝えられた。⁽⁴⁰⁾

このように神社での祭祀と合わせて、「国難殉死者」の慰霊や戦勝記念祭などを通じて、仁川における在朝日本人社会の一体性は創出されていくこととなつた。

(3) 京城神社

京城では、一八九二年から天照大神を祭神とする大神宮の創立が在朝日本人によつて進められるが、土地の取得や寄附金が集まらず、造営の段階に至るまで五年余りの月日を要した。社殿は一八九八年に韓国政府から永代貸下げを得て、日韓人共同の公園地として整備してきた倭城台公園に設けられた。一八九七年五月に伊勢神宮よ

り分祀された霊代（御神剣）は七月に仁川に到着した。神殿は、伊勢において神宮内宮の一〇〇分の一二大のものを製作し、京城に移送して再び組み立てた。同年一月二日、警部一名、巡査一名を警護に充てて、霊代を新築社殿に移御し、翌日の天長節に合わせて、神職三宅意美によって奉安大祭が執行された。大祭に合わせて、公使、書記官、領事以下居留民多数が参集し、「古来未曾有」と称される大典が行われた。民団では、元始祭・紀元節・神宮大祭（九月二四日）・天長節を民団の祭祀と定めた。また、一八八四年の甲申政変における八〇余名の在朝日本人遭難者を悼み、民団では翌年以降、在京城の東本願寺や民家などで神祭を行ってきた。大神宮創建後は、殉難者堀本中尉以下一四名の靈魂を合祀し、一二月六日に招魂祭を執行することとした。後に日清・日露戦争の戦死者も合祀されるようになると、一九〇四年、招魂祭は靖国神社大祭の五月六日に居留民団長を祭主として神仏混合で行われるようになった。京城でも、大神宮を中心に、その祭祀に加え、甲申政変「遭難」者や日清・日露戦争戦死者に対する招魂祭も合わせて行われるようになった。⁽⁴¹⁾

なお、社号を京城神社とするのは一九一四年八月神社改築と拝殿の完成を受けて行われた遷座祭に際してのことであり、それ以前は大神宮ないしは南山大神宮と称していた。⁽⁴²⁾ また、撰社として天満宮（一九〇二年創立）を有していた。

「韓国併合」以前から京城に神社を創建する要求は、在朝日本人だけでなく、日本国内の神職団体からも行われている。こうした動きは一九〇五年の日露戦争を契機に始まっていることが菅浩二によって明らかにされている。⁽⁴³⁾ 一九〇五年四月の『全国神職会報』では、佐伯有義が「海外に於ける神社の新設」という文章のなかで、アジア地域における在朝日本人の氏神として、そして、清韓人の現地人の「懐柔」のために、神社の創設を提唱した。これは、東西本願寺派やキリスト教といった他宗教の布教攻勢に対して、神社側の対応が遅れているとの憂慮からのものであった。この提起をめぐって、神社界でも海外神社創設の議論が開始され、同年九月の全国神職会大会では、在外日本人の祖国愛の喪失防止の意図から、海外神社建設の意見書を政府筋に提出することになった。これを受けて、朝鮮でも「保護国」期において、京城に

神社を設立する意見書が伊藤博文統監に打診された。但し、伊藤は、統監政治への影響を鑑み、結局のところ、こうした動きに呼応するそぶりをみせなかつたという。

こうした神社界の動向は、日露戦争後の在朝日本人社会のアイデンティティー維持のために、「国威」発揚や祖国愛、皇室への尊敬と結びついて進行した。神社が包摂すべき在朝日本人の「心性」はこうした心情をも不可分なものとしていた。一九一五年まで京城神社を経営していた京城居留民団は、居留民団廃止に際して、京城神社の在朝日本人社会における存在価値を次のように説明している。

我日本民族が神を崇敬するの念は祖先以来の慣習にして元来祖先か其の死後に於て神明となり其子孫を冥護すと云う思想は何れの国の歴史に於ても其初紀に於て見る所の現象なり、我日本の如く此思想の較著にして且つ其勢力絶大なるものは少なし、夫れ我日本の国体は正統の神孫を奉戴して一国を組織せり、故に祖先を敬愛するとてふことは、之れを皇室よりせば其祖先を祀る所以にして之れを国民よりせ

ば皇室の祖先を祭る所以なり、左れば敬神の風は同時に皇室を崇敬するの義にして、我日本が敬神の風盛んに、国民の統一随て成り、皇室の尊嚴随て倍し、国家の鞏固益々加はるは云ふ迄もなし、然るに我日本人か遠く母国を離れて朝鮮に移住し国情風俗の異なる天地に生長すれば知らず々々敬神の念を銷磨するに至るやも計り難し、此崇高善美なる習慣が異境の散漫なる国情と腐敗せる空氣に触れて消滅せんことを防がんと欲せば、常に我子弟に敬神の風を鼓舞せざる可からず、況んや当世の如き種々の誘惑が往々我青年の精神を麻痺して敬神の風を銷磨せんとするの時に於てをや⁽⁴⁴⁾

この史料からは、①日本の国体は神孫を奉戴して組織されているから、祖神を敬愛することは皇室の祖先を祀ることであり、敬神の風は皇室を尊敬すること、②それが盛んになるということは国民の統一が一層十全になることであり、③在朝日本人社会において、こうした神社奉祀の習慣が消滅しないようにするためには、子弟に敬神の風を鼓吹するしかない旨が述べられている。

先の全国神職会における議論と同じ論理が、「韓国併合」後により危機感をもって論じられていることが読み取れる。

「韓国併合」後、一九一二年七月、明治天皇が重篤な状況となった際、南山大神宮では七月二二日から五日間毎日午前一〇時より一一時まで御祈禱祭を執行することとし、居留民団では居留民一般の随意参拝を呼びかけた⁽⁴⁵⁾。九月一三日の大喪礼に際しては、龍山練兵場を会場とした遙拝式が神式で執り行われた。午後九時に開始された式典は、修祓、祭官による降神式、神饌・幣帛の奉獻、祭官、政務総監による礼拝詞奏上、玉串を捧げての礼拝、祭官による昇神式の順に進んだが、参拝者の総数は総督府官吏をはじめ官民合わせて約五万人に及んだ⁽⁴⁶⁾。このように「韓国併合」後の京城神社の状況は、まさに在朝日本人と天皇による統治とをむすびつける「国家の宗祀」が執行される場となった。こうした方向性は「韓国併合」以前に神職会の一部ですでに構想化されていたということになる。在朝日本人の側も、総督府も、在朝日本人のアイデンティティーを守るために、神社という施設は不可欠との認識の下で、こうした「国家祭祀」の場が創ら

れていった。そこで在朝日本人が維持すべきアイデンティティーとは、帝国日本の「国威」に裏打ちされた「心性」であった。

(4) 松島神社(木浦)

木浦には、開港後に小規模の金比羅宮があつたが、有志者の間では、天照大神奉斎神社創建の議は多年にわたっていたという。しかし、設備を適当としなければ、敬神の念のない朝鮮人の徘徊を取り締まることが難しく、却って不敬なことを惹起することを恐れ、民会における決議は見送られてきた。要するに、神社建立の寄附金を神職配置などを含む神社の設備を十全にするだけの規模で集めることが難しい状況にあつたものと思われる。それが木浦水道と第一配水池の完成に伴い、松島公園が整備されたことを受けて、この地に松島神社建立の議が決定された。一方で、有志者が畏れた朝鮮人の神社に対する「不敬」行為は、先に論じた元山神社での事例と同様、朝鮮民衆が神社という存在をよく理解していない様子を示している。それを畏れた有志者の「心性」を推し量れ

ば、朝鮮人の神社への理解、日本人にとつての神社ということになろうが、その理解なしに、自らの敬神心のみを根拠として、天照大神を祀る神社を簡単には創建できないという状況が存在していたことも窺える。結局、社殿等完成したのは、「韓国併合」の翌年四月であり、この際、金比羅神社は松島神社の副社とされた⁽⁴⁷⁾。松島神社の創建は、神社の設備を十全とすることで、朝鮮人に対しても視覚的な効果から威容を示し、「不敬」行為を防止する手だてをたてるに十分な経済的要因が満たされてようやくなし得たといえよう。

(5) 群山における金刀比羅神社

群山では、一九〇六年、日露戦争後に居留民団が設立されるが、それ以前の段階で神社が存在した。漁業者と在朝日本人居留者が主体となり、一九〇二年五月に領事に認可を受け、翌年一〇月、金刀比羅神社が群山港を創建された。同神社は海上交通安全の神である金比羅神を祀り、漁業者が多く参詣したという。一九〇九年に港から群山居留地外の立正山に所在地を移した⁽⁴⁸⁾。この際、大

国主神（国魂大神）と崇神天皇を合祀したものと思われる。金刀比羅神社が居留地外に移され、大國主神を合祀したという記録からは、従来の漁師の信仰に加えて、群山の開発と発展を意識した在朝日本人一般の敬神心を包摂しようとした意図を窺うことができよう。なお、一九一五年、大正天皇即位記念として、新たに天照大神を祭神とする群山神社が創立された。その際、この金刀比羅神社は群山神社の末社とされた⁽⁴⁹⁾。このように、同一地域に天照大神奉斎神社の創建がなされた際には、それまであった神社が末社・摂社化されるケースが多かったが、神社経営の基盤となる氏子組織の経済的事情によるものと思われる。

三、「韓国併合」以前における

在朝日本人創建神社の性格について

これまで「韓国併合」前に創建された釜山の龍頭山、仁川、京城などの神社の状況をみてきたが、こうした在朝日本人創建神社の性格についてまとめておくことにしたい。

第一に「韓国併合」前後の神社は、一部の例外はあるものの、大神宮とその他の神社の二つに大きく分類できる。大神宮はこれまで見てきたように、居留者組織が設置されるような在朝日本人口が多い地域に、在朝日本人社会のアイデンティティを確保する存在として、居留者「上層」や居留者組織によって積極的に設置されたものである。その際、これまで朝鮮各地で創建された神社を個別に見てきたが、出身地の異なる在朝日本人のすべてを包摂し、その一体性を求めるにふさわしい祭神として、皇祖神である天照大神が奉斎されていた。

その他の神社は、金刀比羅神社や同種の琴平神社のほかに、水産神社、稻荷神社、恵美須神社、男山八幡神社、天満宮などといった神社であった。大神宮をもつ地域において複数設置されている例がみられるほか、当初の居留地以外に新たに日本人が居住するようになった地域に設置されていく傾向にあった。これらの神社に対して在朝日本人が求めたのは、水産神社や恵美須神社は生業の守護と繁盛の神を、稻荷神社は稲作・穀物などの農業の神（田の神）を、金刀比羅神社や琴平神社は海上交通の安全や居留地の鎮守の神である金刀比羅神を祀ったもの

であった。その意味では天照大神に比べれば、居留民の居住地の性格やもしくは出身地域との関わりを表すような祭神が祀られている。

大神宮が創建された居留地にも、天満宮や金刀比羅神社が造られているが、これらは大神宮の創建過程のなかで末社・摂社とされていく傾向があった。天満宮が大神宮の摂社となった京城や仁川の例や金刀比羅神社が大神宮の摂社となった元山や木浦の例がそれである。釜山においても加藤神社や金刀比羅神社が龍頭山神社の摂社とされている。こうした摂社化は大神宮との一体性を示せる一方で、祭神の独自性を維持したまま、大神宮との連携のもとで、居留民団や氏子組織の経済的負担を軽くして、効率的に管理保全と祭典執行がなされることになった。群山でも「併合」後に天照大神奉斎神社が創建されると、金刀比羅神社はその摂社とされた。

こうした経緯からも大神宮の創建と管理は居留民団の「自治」、更にいえば、それを指導した領事館・理事庁といった国家機関との関わりを強くもつてはじめて可能となったといえるだろう。大神宮が創建された地域においては、独自の祭神をもつその他の神社を境内社・境外社

として撰社化することで新たな神社が創建されていったのである。

第二に、日清・日露戦争を経て、「保護国」期を迎える
と、居留者組織は、国家的対外進出を支える在朝日本人
の朝鮮人に対する優越性、四方を朝鮮社会に囲まれた居
留地においても、日本の「国威」に裏打ちされたアイデ
ンティティが維持・保全されることを意図して、大神宮
奉祀の意味を位置づけていく傾向を徐々に強めていつた
ことが挙げられる。

京城神社の例で言及したが、京城居留民団は、①日本
の国体は神孫を奉戴して組織されているから、祖神を敬
愛するということは皇室の祖先を祀ることであり、敬神
の風は皇室を尊敬すること、②それが盛んになるという
ことは国民の統一が一層十全になることであり、③在朝
日本人社会において、こうした神社奉祀の習慣が消滅し
ないようにするためには、子弟に敬神の風を鼓吹するし
かないとして、神社の必要性・有用性を説明した。⁽⁵⁰⁾ 在朝
日本人創建神社の性格がこうした方向で在朝日本人社会
の一体性を求めていく傾向は、日本が朝鮮を「保護国」
とした後には、居留民団の「自治」との関わりで一層顕

著となつていく。「自治」とはいえ、居留民団は領事館、
「保護国」期には理事庁の保護・指導の下で存在したの
であり、在朝日本人自らも朝鮮への国家的進出を担つて
いるとの自覚もあつたであろう。朝鮮人による神社の「不
敬」をいかに防禦するのも神職や居留者組織にとつて
大きな課題となつていたことが元山や木浦の例から窺え
た。朝鮮の「保護国化」が進む一方で、それに抵抗する
朝鮮民衆の義兵運動が日々激化するような社会状況も、
在朝日本人社会の一体性を求める傾向を強める一つの要
素となつていたと考えられよう。

こうした在朝日本人創建神社がいかなる歴史的背景・
政治的状况をもつて創建されてきたのかという視点が、
朝鮮における神社の意味を時期ごとに推し量る際には極
めて重要である。朝鮮の神社が盛んに創建されるよう
になった時期は、日露戦争直後と「韓国併合」直後である。
いずれも日本の勢力圏や領土の拡張が神社の創建のピ
クと重なつており、朝鮮における神社創建が、単なる在
朝日本人の敬神心や信仰という宗教的要素のみでは説明
しきれない、日本の「国威」の拡大を在朝日本人が自己
同一化する「心性」がその背景に垣間見える。それは時

として、在朝日本人のアイデンティティの喪失をくい止めるために必要不可欠の施設としての神社の必要性として訴えられるが、維持されるべき「心性」は、日本の「国威」と自らを同一視したものであった。こうした状況の下で、在朝日本人神社創建は「国民的一体性」の維持のために必要であるとされ、皇祖神である天照大神を祭神とする神社の創建が増加していく。

そして、創建された大神宮すなわち天照大神奉斎神社においては、個々の神社の由緒を体現する大祭の外に元始祭・紀元節・天長節といった「国家祭祀」も例祭と位置づけた。こうした神社の祭典に加えて、仁川の例にあったように、日露戦争の戦捷記念祭や招魂祭、遙拝式などを通じて、日本人居留者と出身国である日本とのつながりを重視した在朝日本人社会の一体性を創出していったのである。

但し、各地域の事情から天照大神奉斎神社の創建の時期は異なるため、それに伴うその他の神社の撰社化・未社化の時期も各地域ごとに異なる。しかし、そうした動きは、日露戦争後の時期、「韓国併合」の時期、そして、「併合」後においては明治天皇から大正天皇への代替の

時期に集中する傾向にある。これらの時期が、日本の「国威」、すなわち帝国日本のナショナリズムの膨張を自己同一化する在朝日本人の「心性」を映し出す在朝日本人創建神社の性格をよく示す画期であることを理解しておく必要がある。

おわりに

以上、「韓国併合」以前の在朝日本人創建神社の性格について検討してきた。

「韓国併合」以前の朝鮮には大神宮とその他の神社という二つの性格の異なる神社が混在していた。大神宮を創建した地域においては、独自の祭神をもつその他の神社を境内社・境外社として撰社化することで新たな神社が創建されていった。それは「保護国」化の状況下で急増した在朝日本人社会の形成とも関わり、居留民の慰安の地である公園の整備と対になって進みながら、国家的対外進出を支える日本人の優越性を喚起し、朝鮮社会に内包される状況下にあっても、帝国日本のナショナリズムに裏打ちされた在朝日本人のアイデンティティを維持

しようとするものであった。祭神の性格を示す社号をもつた神社を地域性を示す社号に改め、皇祖神天照大神を合祀する事例や、新たに天照大神を祭神とする神社を創建し、既存のその他の神社を摂社化・末社化する事例からは、在朝日本人一般が持つさまざまな敬神心を満たしつつ、在朝日本人社会における「国民的一体性」の維持を神社に対する敬神によって図ろうとする居留民「上層」の意図を窺うことができる。彼らにとつて、居留地の「自治」の安定は、「保護国」下における朝鮮人の動向とも関連して、重要な課題であった。一方、居留民「中下層」は、日本から朝鮮に渡り、「一旗組」と称させるような積極的な経済活動を展開しようとしていた。⁶¹⁾ 彼らの「心性」を推し量れば、例えば、日本の「国威」を後ろ盾にすることで、自ら「成功者」となるといった願いを持ち合わせていたと思われる。彼らが願いを祈願するために、神社という存在は必要不可欠であった。この二つの意図があいまって、日露戦争、「保護国」期、「韓国併合」の三つの画期を契機にして、天照大神奉斎神社の創建とそれに伴うその他の神社の摂社化・末社化が進行し、当該期における在朝日本人の敬神のあり方がつくられていった。

こうした在朝日本人創立神社をめぐる動向に対し、朝鮮社会や朝鮮民衆はどのような反応を示したのだろうか。本稿においては、「韓国併合」以前においては、元山や木浦の例でみたように、神社境内における朝鮮人の「不敬」行為が確認されている。これはあくまで在朝日本人側のまなざしによるものであるが、こうした「不敬」行為は、朝鮮人が神社に対して、日本人の持つような畏敬の念を持つていなかったことを示している。日本人固有の敬神施設であった神社は、当然のことながら、朝鮮人にとつての信仰や畏敬の対象ではなく、その存在を理解することもなかった。在朝日本人が「不敬極まる」と見なす行為が朝鮮人になされたことは、在朝日本人の神社崇敬の念からすれば望ましい事態ではなく、神社施設の整備充実を図り、朝鮮人に対して視覚的にその威容を示すことで、「不敬」行為を防止するといった手だてが講じられた。こうした神社施設の整備は、在朝日本人自身の寄附などによって進められることとなり、こうした神社経営への関与が、彼らの敬神心を一層深めることになったとも考えられる。

また、朝鮮における神社の建設が境内地に隣接する公

園地を含む土地収奪を伴ったり、官公庁や神社・公園地の立地が一つの基軸となつて、植民地朝鮮における都市計画が進んだこと⁽⁵²⁾を考えれば、朝鮮社会が自立的な地域形成を阻害されたということも日本人による神社建設によつてもたらされた影響として留意する必要がある。

最後に、「韓国併合」後における在朝日本人創建神社の再編について言及しておくことにしたい。

「韓国併合」後には、更に朝鮮への日本人の移住が進み、それに伴う総督府による本格的な神社政策の展開によつて、天照大神を祭神とする神社の創建は一層進行した。地域における敬神のかたちもそれを中心とするものに再編されていく。そして、求められる「国民的一体性」はもはや日本人だけを対象とするのではなく、時期ごとの紆余曲折はあるものの、徐々に朝鮮人に対しても神社への崇敬が求められる傾向が強くなっていくことになる。先の群山の例では、「韓国併合」後の大正天皇即位の礼に際して、そこで祭祀及び祝賀行事の執行を望む在朝日本人によつて、天照大神奉斎神社が創建されることになった。こうした明治天皇から大正天皇への代替に際して、一九一五年を前後にして創建されることになる天照大神

奉斎神社は、開城、水原、天安、全州、全北益山郡裡里、全北沃溝郡瑞穂、全南東山、晋州、慶南統營、慶南密陽、慶南昌原郡鎮海義州、咸興、清州、会寧など数多く確認できる。⁽⁵³⁾ 朝鮮における神社の創立は「韓国併合」後の天皇の代替に際して、以前にもまして増加する。こうした傾向は、一九一五年「神社寺院規則」の制定以降、一定の規模と設備を備えた施設がようやく神社と認可される一定の制限が設けられてもなお続いた。そのため総督府は一九一七年「神祠に関する件」を定めて、神社の基準を満たさない神祠も、神社同様の施設として認めるようになる。その後、朝鮮において、天照大神を祭神とする神社・神祠は増加の一途をたどることになる。⁽⁵⁴⁾

植民地朝鮮における一九一〇年代の神社政策は、天皇の代替を契機に、「併合」後の朝鮮における「国家祭祀」の整備の一環として進行することになる。⁽⁵⁵⁾ そして敬神の対象は在朝日本人だけでなく、朝鮮人をも対象にした「同化」を模索する政策の一つとして、紆余曲折はあるものの、総督府の朝鮮植民地支配政策との関わりを徐々に強めていくことになる。一九一七年一二月、朝鮮神社の創立が、朝鮮総督長谷川好道から首相原敬に求められるこ

ととなったが、それは日本人・朝鮮人がともに尊崇することが可能な「朝鮮全土の総鎮守」を創建し、朝鮮全土の民衆一般に「忠君愛国」の精神を涵養し、「民心の帰一」を図ることが朝鮮統治の最重要課題であるとの認識に立っていた。⁵⁶⁾一九一九年の三・一独立運動によって、そうした目的を全面に押し出した神社政策の展開は頓挫するが、この認識は一九一〇年代朝鮮における神社政策の帰結を示したものであった。

【注】

(1) 一般的に「居留地神社」「居留民奉斎神社」ということがあるが、在朝日本人が創建した海外神社である性格を明示するために、ここでは「在朝日本人創建神社」の呼称を使用する。なお、朝鮮王朝は一八九七年に国号を「大韓」と改めている。これ以降、一九一〇年の「韓国併合」までの時期は「大韓帝国」ないしは「韓国」と呼称すべきところであるが、本稿においては便宜上煩雑さを避け、「朝鮮」とする。これに伴い、「在朝日本人」、「韓国人」、「韓国社会」も「在朝日本人」、「朝鮮人」、「朝鮮社会」と称することにする。

(2) 千葉正士「東亜支配イデオロギーとしての神社政策」(仁井田陸博士追悼論文集編纂委員会編『日本とアジア』)「追悼論文集第三卷」勁草書房、一九七〇年、欄木寿男「朝鮮総督府の神社政策(一)(二)」(朝鮮問題研究会編『海峽』第四・五号、社会評論社、一九七六年・一九七七年)、安部俊二「日本統治下朝鮮における神社政策の展開」(九州大学法学会編『九州法学』三五号、一九七八年三月)など。

(3) 中濃教篤「朝鮮『皇民化』政策と宗教」(『世界』三二七号、一九七三年二月、後に同著『天皇制国家と植民地伝道』国書刊行会、一九七六年所収)、韓哲曦「戦時下朝鮮の神社参拝強要とキリスト者の抵抗」(飯沼二郎、姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社、一九八二年、後に加筆修正され、同著『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社、一九八八年所収)、蔵田雅彦「天皇制国家の朝鮮植民地支配と文化・宗教政策」(『朝鮮史研究会論文集』二九号、一九九一年一〇月)、孫禎睦「朝鮮の神社普及・神社参拝強要政策研究」(『韓国史研究』五八、一九八七年一〇月、のちに同著『日帝強占期都市社会相研究』ソウル、一志社、一九九六年所収『韓国語論文』)など。

- (4) 青井哲人『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館、二〇〇四年）のほか、主に同「朝鮮の居留民奉斎神社と朝鮮総督府の神社政策」（『朝鮮学報』一七二号、一九九九年一月）を参照。
- (5) 菅浩二『日本統治下の海外神社』（弘文堂、二〇〇五年）終章。
- (6) 前掲青井『植民地神社と帝国日本』九五―九六頁。
- (7) この論点と関わり、一九三〇年代以降の朝鮮をフィールドとして取り組んだ研究として、青野正明「植民地朝鮮における農村振興運動期の『敬神崇祖』」（『桃山学院大学総合研究所紀要』三三―三三、二〇〇八年三月）など一連の一九三〇年代における神社政策の再検討や津田良樹・中島三千男・金花子・川村武史共同執筆「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討―全羅南道、和順郡を中心に―」（『年報 人類文化研究のための非文字資料の体系化』第三号、神奈川大学二一世紀COEプログラム研究推進会議、二八五―三八二、二〇〇六年三月）がある。「韓国併合」以前については、管見の限りにおいては、韓哲曦前掲論文や青井哲人前掲論文などで扱われているだけで、なおも研究の進展が望まれるところである。
- (8) 帝国日本による植民地朝鮮における神社政策の時期区分

についての筆者の見解は以下の通りである。

- 第1期「国家祭祀」の整備過程（一九一〇―一九二五年）
 第2期「神社非宗教」の確立と「国民儀礼」の浮上過程（一九二五―一九三六年）
 第3期「国民儀礼」の強要過程（一九三六―一九四五年）
 本稿は、「韓国併合」以前の在朝日本人創建神社がどのような状況にあったのかを確認することで、その後の変容のあり方を推し量るためのものであり、植民地期の前提Ⅱ第0期として位置づくものである。
- (9) 糟谷憲一『朝鮮の近代』（山川出版社、一九九六年）一五一―一六頁。
- (10) 岩下傳四郎『大陸神社大観』（大陸神社連盟、一九四一年）三九頁。
- (11) 國學院大學日本文化研究所編『縮刷版』神道事典』（弘文堂、一九九九年）三三三頁。以下、祭神の性格については、断らない限り、同事典もしくは、川口謙二編著『日本神祇由来事典』（柏書房、一九九三年）を参照した。
- (12) 「永瀬神職代沿革調青綴」（山川鶴市編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、一九三六年）三六一―四三頁。
- (13) 武内宿禰（タケノウチノスクネ）は大臣を出した葛城・平群・巨勢・蘇我をはじめとする二八氏の祖先とされる

紀記上の伝承的人物。渡来人を指導して灌漑開発にあつたなどの伝承がある。蝦夷追討や三韓征伐の神功皇后の功臣として伝えられる(『国史大辞典九』吉川弘文館、一九八八年・一一七頁及び前掲『神道事典』五一五―五一六頁)。

(14) 小山文雄『神社と朝鮮』(京城、朝鮮仏教社、一九三九年)一〇八一―一九頁参照。

(15) 一九〇七(明治三九)年末の統計(統監府官房文書課編『第一次統監府統計年報』一九〇八年、一六一―一八頁)「現住本邦人本籍地方別一」によれば、釜山の居留民の本籍の上位五県は、山口県(四、一〇〇人)、次いで、長崎県(二、二六九人)、福岡県(一、四〇六人)、広島県(一、二〇六人)、大分県(一、一八〇人)となつており、確かに九州・中国地方からの渡航者が多かつた。しかし、こうした開港後の状況がもたらされるのは、一八七六年の釜山開港以降である。江戸時代においては、対馬の人びとのみに通商が許可されていたため、名義貸しによるものを含んでも、在留員数・船舶数はおのずから限界があつた(木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、一九八九年、三三頁)。従つて、開港前に祀られた祭神の性格の分析の根拠としては弱い。

(16) 同右『第一次統監府統計年報』(一九〇八年)の戸口等調査数値による。一万五千人という数は専管居留地及び絶影島、草梁、釜山鎮、旧館を区域とした釜山居留民団の人口である。釜山理事庁の管轄区域(慶南南部一帯、慶北東部沿岸一帯、江原道沿岸一帯)では、一万八千人強の日本人人口であつたから、そのほとんどは釜山に居留していたことになる。以下の「保護国」期における釜山日本人居留民社会の分析も同様に一九〇七年末の統計に依拠して行ふ。釜山の都市形成については、橋谷弘「釜山・仁川の形成」(小林英夫編『植民地化と産業化』(岩波講座近代日本と植民地三)岩波書店、一九九三年)及び同著『帝国日本と植民地都市』(吉川弘文館、二〇〇四年)を参照。最近の成果として、坂本悠一・木村健二『植民地都市釜山』(桜井書店、二〇〇七年)がある。

(17) 釜山における日本人居留民の職業の動向については、高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』(岩波新書、二〇〇二年)を参考にした。「窮乏人の為す可き商売」という引用部分は同書七頁。

(18) 「現住本邦人職業別の一」(同右『第一次統監府統計年報』一九〇八年)二二頁。但し、これは釜山理事庁の管轄地

域を対象にした統計である。

- (19) 前掲橋谷論文二五〇頁。橋谷は「一般に神社は明治天皇を祭神とする京城の朝鮮神宮のように、皇族や皇室神を祭つて支配のシンボルとすることを意図していた。ただ、この段階ではそのような支配政策は顕著でなく、龍頭山神社の祭神は航海安全を祈願して倭館時代から祭られていた金刀比羅大神や住吉大神であった」とするが、筆者も同様の考えである。
- (20) 領事・近藤眞鋤宛保長頭取心得・阿比留護助書簡（一八八一年九月一六日付）（山川鶉市編『龍頭山神社史料』同社務所、一九三六年）七頁。
- (21) 敬神会は「有志一般の寄附応募金を得て其の基本金より生じる利子を以て、本社の日供神饌費並に楽人養成伝習費等にあて且つ毎年四月例祭には神職一人奉仕して何となく心淋しく故に敬神会々員中より数人神饌伝供等致し専ら例祭の威厳を保有するのみならず本社諸般の盛大を謀る一の機関」として発起した（同右書七〇頁）。
- (22) 「永瀬神職代沿革調書綴」（同右書四三頁）。
- (23) 同右（同右書三九頁）。
- (24) 釜山府編『釜山府史原稿（居留地編）』（ソウル、図書出版民族文化、一九八六年影印版）第六卷六一八頁、六二一頁。
- (25) 「釜山龍頭山鎮座無格社龍頭山神社御昇格御願」（一九〇七年一月二五日）、同右書五四一五七頁。
- なお、一八八〇年に合祀された弘国大神についても言及がある。壬辰倭乱後和好復旧の重任にあたって、九年間の交渉を経て朝鮮との和親に成功したこと、倭館の設置、金刀比羅神社の創立など今日に至る交通貿易の盛運を造つた功績や、現在の釜山に最も縁故が深い対馬からの多数の居留民の存在からの合祀である旨が記されている。
- (26) 前掲『在朝日本人の社会史』七頁及び一〇頁。なお、漁民の渡航については、日露戦前には通漁、日露戦後には移住漁業という形で毎年五、〇〇〇〜一〇、〇〇〇人規模で存在したという（同書一〇頁）。
- (27) 新義州には平安神社が一九一二年七月一日に創立している（表一）参照。
- (28) 堀江秀雄「龍山大神宮よりも京城大神宮に力を添えよ」（『神社協会雑誌』八一八号、一九〇九年七月）。

- (29) 「昭和一六年度京城神社恒例大祭次第書」 韓国国家記録院所蔵『国幣社関係綴』 文書番号一〇四二、〇一四五、〇一四六頁。
- (30) 前掲『大陸神社大観』 四六頁。
- (31) 日本においては、「神社と宗教の別」が行政上はつきりしたのは、一九〇〇年四月、に内務省社寺局から神社局と宗教局が分離された改編であった。後に、外形的にも行政上の神社と宗教の分離を明確にするため、一九一四年六月、宗教局を文部省に移管した（大霞会編『内務省史』「第二巻」原書房、一九八〇年、一一一―一三頁）。朝鮮においては、一九一九年八月の総督府官制改編によって、内務部に所属していた学務局が独立し、学務局内に宗教課が新設された。新設された宗教課は「布教規則」（一九一五年八月）によって、教派神道・仏教・キリスト教の三宗教を「公認宗教」として、それに加えて神社も主管した。一九二五年一月、神社の主管は学務局宗教課から内務局地方課に移された。これによって、神社行政と宗教行政が分離され、「神社と宗教の別」が行政上明確となった。
- (32) 高尾新右衛門編『元山発展史』（啓文社、一九一六年）二五五頁。
- (33) 同右書四〇三―四〇四頁及び六〇七―六〇八頁。
- (34) 同右書三三〇頁及び前掲『大陸神社大観』 四二九頁。
- (35) 同右書六五四―六五五頁。
- (36) 「仁川大神宮御創立に関する趣意書」（二八八九年三月） 仁川神社蔵『神社設立寄賦帳』（仁川教育会編『仁川郷土誌』同会、一九三二年）二五五頁所収。
- (37) 前掲『植民地神社と帝国日本』 一六五頁。
- (38) 仁川府編『仁川府史』（仁川府、一九三三年）一三四九頁。
- (39) 「惣代幾度健一郎から領事鈴木充美への報告」（一八八七年二月七日付）には、「殊に京城変乱に際し非常に死を致せし再度の遭難者に対しては同胞の義務欠く可からざるの責をし客年七月中協議の上秋季皇霊祭の日をもって一般の亡霊を祭祀すべきの決有り」と慰霊祭祀の決議がなされた旨が記録されている（同右書一三五二頁所収）。
- (40) 同右書一三五三―一三五四頁。
- (41) 京城居留民団役所『京城発達史』（京城居留民団役所、一九二二年）四五―四五八頁。
- (42) 京城府編『京城府史』（第三巻）（京城府、一九四一年）一七八頁。

(43) 菅浩二「併合以前の「韓国の神社」創建論」(前掲『日本統治下の海外神社』第一章)を参照。特に五三頁には

「…前略…現地人をも、現在の宗教学用語にいう「教化」の対象とする、より宗教的積極性を前面に打ち出した形での海外の神社創建が主張され始めるのは、文字通り国運を賭けた日露戦争が、日本の勝利に決着しそうだと確信された明治三十八年初め頃からであり、其の対象地域がやはりロシアとの死闘の舞台となつた朝鮮・満洲であつたことは、極めて注目されるべき事実である」と記される。これはおそらく日本人だけでなく、朝鮮人・満州における中国人をも対象とした宗教学的意味における「教化」―それがいかなる限定条件を付した「教化」なのかはよく理解できないが―を想定した神社の創出が、日露戦争後においては、日本の神社信仰の包摂対象として、朝鮮・満州を意識しはじめた時期となつたメルクメールとして理解した。しかし、こうした神社神道の動向は、当該期に沸騰する日本社会における対外進出を求めるとナシヨナリズムの膨張の側面と深く結びついていると筆者は考えている。

(44) 前掲『京城発達史』四五一頁。

(45) 前掲『京城府史』(第二卷)八七〇―八七一頁。明治天

皇の崩御は七月三〇日午前〇時四三分であつたから、御祈禱祭は四日間続けられたことになる。

(46) 同右書(第二卷)八七九―八八三頁。

(47) 木浦誌編纂会編『木浦誌』(同会、一九一四年)二二五―二二六頁。

(48) 統監府官房文書課編『第三次統監府統計年報(明治四一年版)』(一九一〇年)一六八頁。なお、【表4】の統監府調査によれば、一九〇九年には太神宮が群山において設立された神社の一つに数えられている。こうした天照大神奉斎神社の創建と関わつた金刀比羅神社の鎮座地移動と合祀とも推測できないこともない。しかし、翌年一九一〇年の総督府調査の統計からは太神宮は神社として記録されておらず、一九一〇年四月調査の統監府地方部『居留民団事情要覧』(朝鮮総督府、一九一二年)、また後に編まれる『群山府史』(一九三五年)や『大陸神社大観』(一九四一年)にも一九〇九年太神宮創建の記録は存在せず、この時期における太神宮についてはその存在が極めて怪しい。

(49) 群山府編『群山府史』(同府、一九三五年)一二九頁。

(50) 前掲『京城発達史』四五一頁。

(51) 日本人の朝鮮渡航の特徴は商業を中心とした生業的渡航

であり、西日本を中心とした地域から上昇を志向した日本人が多かったが、居留地では日本国内よりは賃金や収入は高いが、支出も多く、かつ変動も激しかったため、一部の中・上層貿易商を除いては蓄財しうる部分はそれほど多いものでなかったという（前掲『在朝日本人の社会史』一三頁及び一九頁）。

(52) 青井哲人「神苑と公園」（前掲『植民地神社と帝国日本』）を参照。

(53) 前掲『大陸神社大観』の各神社の項を参照。

(54) 一九一六年段階では一七社だった朝鮮の神社数は一九一七年三一社、一九一九年は三六社、朝鮮神宮が鎮座した一九二五年段階では四二社に達した。神祠数については、一九一七年一一、一九一八年三二、一九一九年四一、一九二五年には一〇八と八年間ではほぼ一〇倍となった（朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』各年度版参照）。

(55) 拙稿「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程―「武断政治」期（一九一〇―一九一九年）を中心に―」（日韓相互認識研究会編『日韓歴史共同研究プロジェクト第九回シンポジウム報告書』同研究会、二〇〇八年三月）では、本稿で対象とする時期から一九一九年三・一独立運動までの日本の朝鮮における神社法制の整備過程についての

試論をまとめている。この報告を元に一九一〇年代の朝鮮における神社法制整備過程の検討については別稿を準備中である。

(56) 朝鮮総督長谷川好道発内閣総理大臣原敬宛「朝鮮神社に關する件」（一九一七年二月一六日内秘第四三四号）『公文書類聚』四三編卷二八（国立公文書館附属文書、アジア歴史資料センター・レファレンスコードA20012001735）。ならびに朝鮮総督府編『朝鮮神宮造営誌』（同、一九二六年）九頁所収。